

制定 2020年4月1日

改定 2020年9月16日

会員

会員に関する規程

個人情報

特定個人情報取扱規程

特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

委員会・ワーキンググループ

委員会に関する規程

代議員並びに役員候補者の選出に関する規程

倫理委員会規程

小児感染症専門医検討委員会規程

ワーキンググループ規程

学術集会

学術集会会長選任規程

COI

医学研究の利益相反（COI）に関する指針

医学研究の利益相反（COI）に関する指針 施行細則

一般社団法人 日本小児感染症学会 会員に関する規程

(目的)

第1条

この規程は、一般社団法人 日本小児感染症学会（以下、「本会」という。）定款第5条、第6条及び第7条の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定める。

(会費)

第2条

本会の年会費は、次のとおりとする。

(1)正会員 金10,000円

(2)賛助会員 1口 金50,000円 1口以上

2 年会費は、当該年度分を当該年度の末日の8月31日までに納めなければならない。

(名誉会員)

第3条

名誉会員は小児感染症学・免疫学並びに本会に著しく貢献した正会員で年齢が満70歳以上に達した者の中から推挙される。

2 名誉会員の推挙は、理事2名以上の推薦に基づき理事会の決議に基づき、代議員総会の決議をもって行う。

3 名誉会員は、代議員総会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

(規程の変更)

第4条

この規程は、理事会の決議によって変更することができる。ただし、第2条に定める会費の額については、代議員総会の承認を得なければその効力を有しない。

附則

この規程は、本会成立の日から施行する。

一般社団法人 日本小児感染症学会 特定個人情報取扱規程

第1章 総則

(目的)

- 第1条 本規程は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成26年12月11日、以下「特定個人情報ガイドライン」という。）に基づき、一般社団法人 日本小児感染症学会（以下本会）の取り扱う特定個人情報等の適正な取扱いを確保することを目的とする。
- 2 本規程は、特定個人情報の「取得」、「利用」、「保管」、「提供」、「開示、訂正、利用停止等」、「削除・廃棄」の各段階における取扱方法等について定めるものである。

(用語の定義等)

- 第2条 本規程で使用する用語の定義等については、法令上の定義等に従い、以下のとおりとする。

項番	用語	定義等
1	個人情報	生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
2	個人番号	番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう（番号法第2条第6項及び第7項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項における個人番号）。
3	特定個人情報	個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のもを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。
4	特定個人情報等	個人番号及び特定個人情報を併せたものをいう。
5	個人情報ファイル	個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして「個人情報の保護に関する法律施行令」（平成15年政令第507号。以下「個人情報保護法施行令」という。）で定めるものをいう。
6	特定個人情報ファイル	個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
7	個人データ	個人情報ファイルを構成する個人情報をいう。
8	保有個人データ	個人情報取扱事業者（項番13）が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、そ

		の存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令で定めるもの又は6か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
9	個人番号利用事務	行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
10	個人番号関係事務	番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
11	個人番号利用事務実施者	個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
12	個人番号関係事務実施者	個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
13	個人情報取扱事業者	特定個人情報ファイルを事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）であって、特定個人情報ファイルを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（個人情報保護法施行令で定める者を除く。）の合計が過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者以外の者をいう。
14	従業者	本会の組織内にあつて直接又は間接に本会の指揮監督を受けて本会の業務に従事している者をいい、雇用関係にある者（正社員、契約社員、嘱託社員、パートタイマー、アルバイト等）のみならず、本会との間の雇用関係にない者（取締役、監査役、派遣社員等）を含む。
15	事務取扱担当者	本会内において、個人番号を取り扱う事務に従事する者をいう。
16	事務取扱責任者	特定個人情報等の管理に関する責任を担う者をいう。
17	管理区域	特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域をいう。
18	取扱区域	特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域をいう。

（個人番号を取り扱う事務の範囲）

第3条 本会が個人番号を取り扱う事務の範囲は、以下のとおりとする。

従業者（扶養家族を含む）に係る個人番号関係事務	給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
	扶養控除等（異動）申告書及び給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の取扱い事務
	退職所得の受給に関する申告書の取扱い事務
	雇用保険法に基づく被保険者資格に係る届出事務、並びに雇用継続給付に係る賃金月額証明書作成及び支給申請事務
	労働者災害補償保険法に基づく保険給付請求に係る事務
	健康保険法及び厚生年金保険法に基づく被保険者資格に係る届出事務
	健康保険法に基づく被扶養者異動に係る届出事務
	健康保険法に基づく保険給付の支給申請事務

従業者の被扶養配偶者に係る個人番号関係事務	国民年金第3号被保険者に係る届出事務
従業者以外の個人に係る個人番号関係事務	報酬・料金等の支払調書作成事務

(取り扱う特定個人情報等の範囲)

第4条 前条に基づいて本会が個人番号を取り扱う事務において使用する個人番号及び個人番号と関連付けて管理する個人情報は、以下のとおりとする。

- (1) 従業者の氏名、生年月日、性別、住所、基礎年金番号、雇用保険被保険者番号、賃金額
- (2) 従業者の扶養家族の氏名、生年月日、性別、続柄、住所、収入額
- (3) 従業者の被扶養配偶者の基礎年金番号
- (4) その他、前条に定める事務を行うために必要とされる特定個人情報

第2章 安全管理措置等

第1節 組織的・人的安全管理措置

(組織体制)

第5条 特定個人情報等を管理する責任部署は、事務局とする。

2 特定個人情報の事務取扱責任者は、理事長とする。

3 特定個人情報の事務取扱担当者は、理事長以外の事務局の従業者及び各部署において個人番号が記載された書類等を受領する担当者とする。

(事務取扱責任者の責務)

第6条 事務取扱責任者は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者にこれを理解させ、遵守させるための教育訓練、安全対策の実施並びに周知徹底等の措置を実施する責任を負う。

2 事務取扱責任者は、以下の業務を所管する。

- (1) 本規程及び委託先の選定基準の承認及び周知
- (2) 特定個人情報の安全管理に関する教育・研修の企画
- (3) その他本会全体における特定個人情報の安全管理に関すること
- (4) 特定個人情報の利用申請の承認及び記録等の管理
- (5) 管理区域及び取扱区域の設定
- (6) 特定個人情報の取扱区分及び権限についての設定及び変更の管理
- (7) 特定個人情報の取扱状況の把握
- (8) 委託先における特定個人情報の取扱状況等の監督
- (9) 特定個人情報の安全管理に関する教育・研修の実施
- (10) その他本会における特定個人情報の安全管理に関すること

3 事務取扱責任者は、特定個人情報等が本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

(事務取扱担当者の責務)

第7条 事務取扱担当者は、特定個人情報の「取得」、「利用」、「保管」、「提供」、「開示、訂正、利用停止等」、「削除・廃棄」又は委託処理等、特定個人情報を取扱う業務に従事する際、番号法及び個人情報保護法並びにその他の関連法令、特定個人情報ガイドライン、本規程及びその他の社内規程並びに事務取扱責任者の指示した事項に従い、特定個人情報の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報の漏えい等、番号法若しくは個人情報保護法又はその他の関連法令、特定個人情報ガイドライン、本規程又はその他の社内規程に違反している事実又は兆候を把握した場合、速やかに事務取扱責任者に報告するものとする。
- 3 各部署において個人番号が記載された書類等の受領をする事務取扱担当者は、個人番号の確認等の必要な事務を行った後はできるだけ速やかにその書類を受け渡すこととし、自分の手元に個人番号を残してはならないものとする。

(教育・研修)

- 第8条 事務取扱責任者は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者に本規程を遵守させるための教育訓練を企画・運営する責任を負う。
- 2 事務取扱担当者は、事務取扱責任者が主催する本規程を遵守させるための教育を受けなければならない。研修の内容及びスケジュールは、事業年度毎に事務取扱責任者が定める。
 - 3 本会は、特定個人情報等についての秘密保持に関する事項を就業規則に定めるものとする。

(事務フロー)

- 第9条 源泉徴収票、支払調書等の法定調書や社会保険関係の届書を作成する場合の事務フローは、別に定める。

(本規程に基づく運用状況の記録)

- 第10条 事務取扱担当者は、本規程に基づく運用状況を確認するため、以下の項目につき別に定める様式に基づき記録するものとする(ただし、項目(5)については、委託先から受領した証明書等により、(6)については別途情報システムのログにより、確認するものとする)。
- (1) 特定個人情報の取得及び特定個人情報ファイルへの入力状況
 - (2) 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録
 - (3) 書類・媒体等の持出しの記録
 - (4) 特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録
 - (5) 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等
 - (6) 特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況(ログイン実績、アクセスログ等)の記録

(特定個人情報ファイルの取扱状況の確認手段)

- 第11条 事務取扱担当者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するための手段として、特定個人情報管理台帳に以下の事項を記録するものとする。なお、特定個人情報管理台帳には、特定個人情報等は記載しないものとする。
- (1) 特定個人情報ファイルの種類、名称
 - (2) 責任者、取扱部署
 - (3) 利用目的
 - (4) 削除・廃棄状況
 - (5) アクセス権を有する者

(情報漏えい事案等への対応)

- 第12条 事務取扱責任者は、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損による事故(以下「漏えい事案等」という。)が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、本規程に基づき適切に対処するものとする。
- 2 事務取扱責任者は、代表取締役及び担当役員と連携して漏えい事案等に対応する。
 - 3 事務取扱責任者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、その旨及び調査結果を代表取

締役に報告し、当該漏えい事案等の対象となった情報主体に対して、事実関係の通知、謝意の表明、原因関係の説明等を速やかに行うものとする。

- 4 事務取扱責任者は、漏えい事案等が発生した場合、当局に対して必要な報告を速やかに行う。
- 5 事務取扱責任者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じるものとする。
- 6 事務取扱責任者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、その事実を本人に通知するとともに、必要に応じて公表する。

(苦情への対応)

第13条 事務取扱担当者は、番号法、個人情報保護法、特定個人情報保護ガイドライン又は本規程に関し、情報主体から苦情の申出を受けた場合には、その旨を事務取扱責任者に報告する。報告を受けた事務取扱責任者は、適切に対応するものとする。

(特定個人情報等の取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し)

- 第14条 事務取扱責任者は、年1回以上および必要に応じて特定個人情報等の取扱状況について、自ら行う点検又は他部署等による監査を実施する。
- 2 事務取扱責任者は、前項に定める点検等の結果に基づき、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むものとする。

第2節 物理的安全管理措置

(特定個人情報等を取り扱う区域の管理)

第15条 特定個人情報等を取り扱う区域を明確にし、当該区域に対して、以下の各号に従い以下の措置を講じる。

- (1) 管理区域
入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器及び電子媒体等の制限を行うものとする。
- (2) 取扱区域
可能な限り壁又は間仕切り等の設置をしたり、事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置や、後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置等をするなど座席配置を工夫したりするものとする。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

第16条 本会は、管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、以下の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体又は書籍等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。
- (2) 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定する。

(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)

第17条 本会は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持出しは、以下に掲げる場合を除き禁止する。なお、「持出し」とは、特定個人情報等を管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内での移動等であっても、紛失・盗難等に留意しなければならない。

- (1) 個人番号関係事務に係る外部委託先に、委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内でデータを提供する場合
- (2) 行政機関等への届書の提出等、当社が実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務

実施者に対しデータ又は書類を提出する場合

- 2 前項により特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持出しを行う場合には、以下の安全策を講じるものとする。ただし、行政機関等に届書をデータで提出するにあたっては、行政機関等が指定する提出方法に従うものとする。
 - (1) 特定個人情報等が記録された電子媒体を安全に持ち出す方法
 - ① 持出しデータの暗号化又はパスワードによる保護
 - ② 通信経路が暗号化されたファイル交換システムの使用
 - ③ 施錠できる搬送容器の使用
 - ④ 追跡可能な移送手段の利用
 - (2) 特定個人情報等が記載された書類等を安全に持ち出す方法
 - ① 封緘、目隠しシールの貼付（各部署の事務取扱担当者から事務局の事務取扱担当者に特定個人情報等が記載された書類等を移送する場合を含む。）

（個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄）

第 18 条 特定個人情報等の削除・廃棄段階における記録媒体等の管理は、以下のとおりとする。

- (1) 事務取扱担当者は、特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合、容易に復元できない手段を用いるものとする。
 - (2) 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された書類等を廃棄する場合、シュレッダー等による記載内容が復元不能までの裁断、自社又は外部の焼却場での焼却・溶解等の復元不可能な手段を用いるものとする。
 - (3) 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用データ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を用いるものとする。
 - (4) 特定個人情報等を取り扱う情報システムにおいては、当該関連する書類等の法定保存期間経過後 6 ヶ月以内に個人番号を削除するよう情報システムを構築するものとする。
 - (5) 個人番号が記載された書類等については、当該関連する法定調書の法定保存期間経過後 6 ヶ月以内に廃棄をするものとする。
- 2 事務取扱担当者は、個人番号もしくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存するものとする。削除・廃棄の記録としては、特定個人情報ファイルの種類・名称、責任者・取扱部署、削除・廃棄状況を記録するものとし、個人番号自体は含めないものとする。

第 3 節 技術的安全管理措置

（情報システムへのアクセス制御）

第 19 条 特定個人情報等を取り扱う情報システムへのアクセス制御の方法は、以下のとおりとする。

- (1) 個人番号と紐付けてアクセスできる情報の範囲をアクセス制御により限定する。
- (2) 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを、アクセス制御により限定する。
- (3) ユーザーIDに付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。

（アクセス者の識別と認証）

第 20 条 特定個人情報等を取り扱う情報システムは、ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード等の識別方法により、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを識別した結果に基づき認証するものとする。

（外部からの不正アクセス等の防止）

第 21 条 情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する方法は、以下のとおりとする。

- (1) 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する。
- (2) 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する。
- (3) 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する。
- (4) 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする。
- (5) ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する。

(情報漏えい等の防止)

第 22 条 本会は、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等を防止するために、通信経路が暗号化されたファイル交換システムを利用する。

2 情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等を防止するために、データの暗号化又はパスワードによる保護を行うものとする。

第 3 章 取得、収集制限

(特定個人情報の適正な取得)

第 23 条 本会が特定個人情報を取得するにあたっては、適法かつ公正な手段によって行うものとする。

(特定個人情報の利用目的)

第 24 条 本会が従業者又は第三者から取得する特定個人情報は、第 3 条に掲げた個人番号を取り扱う事務を行うために利用する。

(特定個人情報の取得時の利用目的の通知等)

第 25 条 本会は、特定個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を情報主体に通知し、又は公表するものとする。なお、従業者から特定個人情報を取得する場合には、社内 LAN における通知、利用目的を記載した書類の提示、就業規則への明記等の方法による。

2 本会は、利用目的の変更を要する場合、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知、公表又は明示を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で特定個人情報を利用することができる。

(個人番号の提供の要求)

第 26 条 本会は、第 3 条に掲げる事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者もしくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。

2 従業者又は第三者が、本会からの個人番号の提供の要求又は第 29 条に基づく本人確認に応じない場合には、番号法に基づく制度の意義について説明をし、個人番号の提供及び本人確認に応ずるように求めるものとする。

(個人番号の提供を求める時期)

第 27 条 本会は、第 3 条に定める事務を処理するために必要があるときに、従業者又は第三者に対して個人 3 号の提供を求めるものとする。

2 前項にかかわらず、本会が従業者と雇用契約等を締結した時点等、当該事務の発生が予想できたときに個人番号の提供を求めることある。

(特定個人情報の収集制限)

第 28 条 本会は、第 3 条に定める事務を行うために必要な範囲を超えて、従業者又は第三者から特定個人情報を収集しないものとする。

(本人確認)

第 29 条 本会は、従業者又は第三者に個人番号の提供を求めるにあたっては、以下のいずれかの書類の提示をもって個人番号の確認及び当該人の身元確認を行うものとする。

- (1) 個人番号カード
 - (2) 通知カード及び写真付身分証明書等
 - (3) 個人番号が記載された住民票記載事項証明書及び写真付身分証明書等
- 2 代理人から個人番号の提供を受ける場合については、以下の書類の提示をもって、代理権の確認、当該代理人の身元確認及び本人の個人番号の確認を行うものとする。
- (1) 委任状（任意代理人の場合）又は戸籍謄本（法定代理人の場合）
 - (2) 代理人の個人番号カード又は写真付身分証明書等
 - (3) 本人の個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票記載事項証明書のいずれか
- 3 前各項に基づく本人確認の状況については、別に定める様式により記録するものとする。

第 4 章 利用

(個人番号の利用制限)

第 30 条 本会は、第 24 条に掲げる利用目的の範囲内でのみ個人番号を利用するものとする。

2 本会は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意がある場合、又は本人の同意を得ることが困難である場合を除き、本人の同意があったとしても、利用目的を超えて個人番号を利用してはならないものとする。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第 31 条 本会が特定個人情報ファイルを作成するのは、第 3 条に定める事務を行うために必要な範囲に限り、これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

第 5 章 保管

(特定個人情報の正確性の確保)

第 32 条 事務取扱担当者は、第 24 条に掲げる利用目的の範囲において、特定個人情報を正確かつ最新の状態で管理するよう努めるものとする。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第 33 条 本会は、個人情報保護法第 24 条第 1 項に基づき、特定個人情報に係る保有個人データに関する事項を本人の知り得る状態に置くものとする。

(特定個人情報の保管制限)

第 34 条 本会は、第 3 条に定める事務を行うために必要な範囲を超えて、特定個人情報を保管しないものとする。

- 2 本会は、所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は、当該書類だけでなく届書を作成するシステム内においても特定個人情報を保管することができる。
- 3 本会は、番号法上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）の写しや本会が行政機関等に提出する届書の控えや当該届書を作成する上で本会が受領する個人番号が記載された書類を特定個人情報として保管するものとする。これらの書類については、所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間保存することができる。

第6章 提供

（特定個人情報の提供制限）

第35条 本会は、以下のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供しないものとする。

- (1) 第3条に定める事務を行うために必要があるとき
- (2) 特定個人情報の取扱いの全部もしくは一部を委託するとき
- (3) 合併その他の事由による事業の承継が行われたとき
- (4) 個人情報保護委員会から提供の求めがあったとき
- (5) 各議院審査等その他公益上の必要があるとき
- (6) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき

（第三者提供の停止）

第36条 前条の定め反して特定個人情報が違法に第三者に提供されているという理由により、本会が本人から第三者への当該特定個人情報の提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときには、遅滞なく当該特定個人情報の第三者への提供を停止するものとする。

第7章 開示、訂正、利用停止等

（特定個人情報の開示）

第37条 本会は、本人から当該本人が識別される特定個人情報に係る保有個人情報について開示を求められた場合は、遅滞なく、当該情報の情報主体であることを確認した上で、当該本人が開示を求めてきた範囲内でこれに応ずるものとする。

- 2 本会は、次の事由に該当する場合には、当該開示請求の全部又は一部を不開示とすることができる。
 - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合

（保有個人情報の訂正等）

第38条 本会は、当該本人が識別される特定個人情報に係る保有個人情報の内容が事実でないことを理由に当該本人から訂正、追加又は削除を求められた場合は、必要な調査を行い、その結果に基づき、遅滞なくこれに応ずるものとする。

（保有個人情報の利用停止等）

第39条 本会は、本人から、当該本人が識別される特定個人情報に係る保有個人情報が、法令に反して取得された場合等の理由によって、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は第

三者への提供の停止（以下、本条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、利用停止等に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人情報の利用停止等を行うものとする。

- 2 前項にかかわらず、利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第8章 削除・廃棄

（特定個人情報の削除・廃棄）

- 第40条 本会は、第3条に規定する事務を行う必要がある範囲に限り、特定個人情報等を収集又は保管し続けるものとする。なお、書類等について所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものについては、これらの書類等に記載された個人番号は、その期間保管するものとし、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号を6ヵ月以内に削除又は廃棄するものとする。
- 2 前項に定める削除又は廃棄に係る物理的安全管理措置については、第18条の規定による。

第9章 委託の取扱い

（委託先の監督）

- 第41条 本会が、個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合は、委託先が取り扱う特定個人情報の安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。この場合において、番号法に基づき本会自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において講じられるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 2 前項の本会が行う必要かつ適切な監督には、以下の事項が含まれるものとする。
 - (1) 委託先の適切な選定
 - (2) 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結
 - (3) 委託先における特定個人情報の取扱状況の把握
 - 3 前項第1号に関しては、以下の事項について特定個人情報の保護に関して本会が定める水準を満たしているかを予め確認する。
 - (1) 設備
 - (2) 技術水準
 - (3) 従業者に対する監督・教育の状況
 - (4) 経営環境
 - 4 第2項第2号に関しては、委託契約の内容として以下の事項を規定するものとする。
 - (1) 秘密保持義務
 - (2) 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止
 - (3) 特定個人情報の目的外利用の禁止
 - (4) 再委託における条件
 - (5) 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任
 - (6) 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄
 - (7) 従業者に対する監督・教育
 - (8) 契約内容の遵守状況について報告を求める規定
 - (9) 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化
 - (10) 本会が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定

- 5 本会は、委託先の管理については、事務局を責任部署とする。
- 6 本会は、委託先において特定個人情報の安全管理が適切に行われていることについて、1年に1回以上の頻度で及び必要に応じてモニタリングをするものとする。

(再委託の取扱い)

- 第42条 委託先は、本会の許諾を得た場合に限り、委託を受けた個人番号関係事務の全部又は一部を再委託することができるものとする。再委託先が更に再委託する場合も同様とする。
- 2 本会は、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行っているかどうかについても監督するものとする。
 - 3 本会は、委託先が再委託をする場合、当該再委託契約の内容として、前条第4項と同等の事項を規定させるものとする。

第10章 その他

(規程の改廃)

第43条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、本会成立の日から施行する。

一般社団法人 日本小児感染症学会
特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

一般社団法人 日本小児感染症学会（以下「当学会」といいます。）は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」といいます。）の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、会員、取引先及び従業員等の特定個人情報等の保護を重要事項として位置づけ、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を以下のとおり定め、代表者、従業員、その他の従業者に周知し、徹底を図ります。

（特定個人情報等の適切な取扱い）

当学会の会員、取引先及び従業員等の特定個人情報等を取得、保管、利用、提供又は廃棄するに当たって、当学会が定めた取扱規程に従い適切に取り扱います。

（利用目的）

当学会は、特定個人情報等を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。

- (1) 従業員等に係る源泉徴収事務、社会保険関係事務及び労働保険関係事務
- (2) 法定調書作成事務
- (3) 上記 (1) 及び (2) に付随して行う事務

（安全管理措置に関する事項）

- (1) 当学会は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止等、特定個人情報等の管理のために取扱規程を定め、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、特定個人情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行います。
- (2) 特定個人情報等の取扱いについて、会員、取引先及び従業員等の許諾を得て第三者に委託する場合には、十分な特定個人情報保護の水準を備える者を選定するとともに、契約等により安全管理措置を講じるよう定めた上で、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

（関係法令、ガイドライン等の遵守）

当学会は、特定個人情報等に関する法令、特定個人情報保護委員会が策定するガイドラインその他の規範を遵守し、全従業者が特定個人情報等の保護の重要性を理解し、適正な取扱い方法を実施します。

（継続的改善）

当学会は、特定個人情報等の保護が適正に実施されるよう、本基本方針及び所内規程類を継続して改善します。

（お問合せ）

当学会は、特定個人情報等の取扱いに関するお問合せに対し、適切に対応いたします。

2020年4月1日
一般社団法人 日本小児感染症学会
理事長 尾内 一信

（特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針に関するお問合せ先）

一般社団法人 日本小児感染症学会 事務局
所在地：〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-11-8 山田ビル3階

電話番号：03-6452-8680
FAX 番号：03-6452-8681
E-mail：office@jspid.jp

一般社団法人 日本小児感染症学会 委員会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 日本小児感染症学会（以下、「本会」という。）定款第34条の規定に基づき、本会に設置する委員会（本会の「代議員並びに役員候補者の選出に関する規程」（以下、この規定において「役員等選出規程」という。）に定める選挙管理委員会および本会の「倫理委員会規程」に定める倫理委員会および本会の「小児感染症専門医検討委員会規程」に定める小児感染症専門医検討委員会を除く。）に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本会の事業を推進するため、理事長の諮問に応じ重要事項を審議し、又は代議員総会議決事項の執行にあたり理事会を補佐するための委員会を設置する。

(委員会)

第3条 委員会の名称、人数及び職務は、別表に掲げるとおりとする。

(特別委員会)

第4条 前条の委員会の他に特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会は、本会の運営にあたり特に必要と認める重要な事項の審議に限って理事会の議決を経て設置することができる。その期間は、2年を限度とする。但し、設置期間は更新することができる。

3 特別委員会の詳細については、設置の際に理事会が決定する。

(構成)

第5条 委員会の構成は、委員長1名及び別表に掲げる人数の委員とする。

2 必要に応じて委員の中から副委員長をおくことができる。

3 副委員長の設置は理事会の決議に基づき決定する。

4 必要に応じて委員会に委員会顧問をおくことができる。

5 委員の増員については理事会の決議に基づき決定する。

(候補者の選出)

第6条 役員等選出規程により選出された理事長候補者は、理事長候補者選挙終了後速やかに、原則として理事候補者から各委員長候補者、必要に応じて副委員長候補者を理事候補者会の承認を経て指名する。

2 理事長候補者および委員長候補者は、協議の上、原則として代議員、理事、理事候補者の中から委員候補者を選出し、理事候補者会の承認を得る。

3 委員長候補者、副委員長候補者、委員候補者は就任時の年齢を65歳未満とする

4 委員会の委員長候補者は、就任時に原則2委員会まで兼務することができる。

(任期前の委員会への参加)

第7条 前条により選出された委員長候補者、副委員長及び委員候補者は、任期開始前に開催される委員会及び定時代議員総会直前に開催される委員会にオブザーバーとして参加する。

2 前項の委員会への招集は理事長が行う。

(選任及び委嘱)

第8条 第6条により選出された委員長候補者、副委員長及び委員候補者は定時代議員総会後初めての理事会で委員長、副委員長及び委員に選任され、理事長が委嘱する。

2 委員会顧問を置く場合には、理事長が前項の理事会に推薦し、当該理事会で選任し、理事長が委嘱する。

3 委員に欠員が生じたときは、委員長が理事会に推薦し理事会の決議に基づき、委員の補充をすることができる。この場合も、理事長が委嘱する。

(任期)

第9条 委員(委員長、副委員長を含む。以下同じ。)の任期は、理事会による委員の選任の日から、約2年後の新委員の選任の日までとし、再任を妨げない。

2 欠員又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員会顧問の任期は、所属する委員会の任期内とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長の職務)

第10条 委員長は、委員会を招集して議長となるほか、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある時はその職務を代行する。

3 委員長及び副委員長が欠席する場合は、あらかじめ代行を指名し、その代行が議長となる。

(議決)

第11条 各委員会は、委員の過半数が出席しなければ議決を行うことができない。ただし、委員は、書面あるいは議決権をもつ委員を代理人として議決権を行使することが出来る。また、書面又は電磁的記録による審議の場合は、期限内の議決権の行使を出席とみなす。

2 各委員会の議決は、出席委員の過半数の賛成で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

3 第5条第4項の委員会顧問及び第7条第1項のオブザーバーは委員会で意見を述べる事が出来るが、議決権をもたない。

(報告)

第12条 委員会の委員長は、審議内容及び活動状況を理事会に報告しなければならない。

(経費)

第13条 委員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、委員会等の業務に支障を来す恐れがある場合には、直近の理事会まで理事長が暫定処置を講ずることができる。

2 この規程に定めるもののほか、各委員会の運営等について必要な事項は別に定める。

(規程の変更)

第15条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、本会成立の日から施行する。

別表

委員会名	人数 (上限)	目的
将来計画委員会	20名	他の各種委員会と連携・協同して、本会の「将来の在り方」を具現的に検討していくこと
機関誌編集委員会	25名	機関誌「小児感染免疫」の編集と発行に関する業務を所管し、本会の学術活動を推進すること
ガイドライン委員会	各ガイドライン 25名	小児感染症・免疫疾患に関する診療、研究、社会的活動の推進ならびに診療・患者教育に関するガイドライン等を作成し、その普及を図ること
薬事委員会	15名	小児感染症に関する薬剤の小児への適応拡大、ワクチン開発、診断キットの開発等について活動すること その他、薬剤に関するすべての情報の共有についても活動すること
社会保険委員会	10名	社会保険診療に関する諸問題を担当し、診療報酬の適正化を図ること
予防接種関連委員会	10名	小児感染症の中で、予防接種で防げる疾患に関し、国内外の課題を協議し、その対策を図ること
感染症情報委員会	10名	感染症に関する情報を会員に発信し、迅速かつ適切な感染症対策を図ること
感染症専門医・ICD制度委員会	5名	日本感染症学会が認定する感染症専門医制度からの情報およびICD制度協議会からの情報を会員と共有すること
教育委員会	15名	小児感染症の教育に関する活動を行うこと
研究委員会	15名	小児感染症に関わる研究を促し、さらに会員の研究参加を奨励し、もって小児医療の向上を図ること
利益相反委員会 (COI委員会)	10名	小児感染症・免疫疾患の研究にかかる利益相反に関する事項を審議する
財務委員会	10名	財務に関する業務を行うこと

一般社団法人 日本小児感染症学会
代議員並びに役員候補者の選出に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 日本小児感染症学会（以下、「本会」という。）定款第5条及び第21条の規定に基づき、本会の代議員の選出並びに役員（理事、監事、理事長並びに副理事長）候補者の選出に関し必要な事項を定める。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第2条 代議員選挙並びに役員選挙の管理執行のため、本会に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会の構成は、委員長1名及び若干名以内の委員とする。
- 3 委員長及び委員は、正会員の中から理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
- 4 委員長及び委員の任期は、委嘱の日から役員選挙終了後に開催される代議員総会終結の時までとする。
- 5 委員長及び委員は、代議員・理事・監事の被選挙権を保有しない。

第3章 代議員の選出

(選出方法)

第3条 代議員は、立候補者の中から正会員の選挙により選出する。

(代議員選挙の定数)

- 第4条 代議員選挙（以下、この章において「選挙」という。）の定数は、正会員から30名に1名の割合とし、端数は切り上げる。
- 2 選挙方法は、別表に定める地区別比例代表制による選挙を原則とする。
 - 3 地区別の定数は、選挙が行われる年度の9月1日において登録されている正会員数で決定される。
 - 4 前項において、立候補者が各区分定数に満たない場合は、欠員とする。

(選挙の公示)

第5条 選挙管理委員会は、選挙の期日の6ヵ月前までに、正会員に対し選挙を実施することを公示しなければならない。

(選挙の期日)

第6条 選挙は、前回代議員選挙を実施した日から4年以内に終了する事業年度の内の代議員総会の3ヵ月前までに行う。

(選挙権者)

第7条 選挙権者は、選挙が行われる年度の9月1日現在において登録されている本会の正会員で、前年度までの会費を完納している者及び9月1日現在において登録されている当該年度入会の正会員とする。

(被選挙権者)

第8条 被選挙権者は、選挙が行われる年度の9月1日現在において正会員歴が3年以上連続している本会の正会員で、選出時の年齢65歳未満で、前年度までの会費を完納している者で、自ら候補者となろうとする者とする。ただし、選挙管理委員は被選挙権を持たない。

(立候補)

第9条 代議員選挙に立候補しようとする者は、選挙管理委員会が定めた期日までに、所定の届け出用紙を用い、氏名（自著および押印）、生年月日、所属する主たる施設名、所信（200字程度）を書留郵便によって、同委員会に届け出なければならない。

2 立候補者の立候補地区は所属施設の所在地の属する地区とする。

(立候補者の補充)

第10条 選挙管理委員会は、当該選挙の立候補者が定数に満たないときは、立候補者を当選とし、補充しない。

(立候補者の公示)

第11条 選挙管理委員会は、立候補者名簿を作成し、所信の写しとともに選挙権者に公示しなければならない。

(投票)

第12条 投票は、前条の立候補者名簿から不完全制限連記無記名投票とする。

(当選者)

第13条 代議員は、地区別に得票数の多い者から順に、第4条に定める定数に対するまでの者を当選とする。

2 定数に達する順位の方が複数（同得票数）あるときは、選挙管理委員会が、抽選によって、その順位を決定する。

3 当選者が定数に満たない場合は欠員とする。

(当選者の公示)

第14条 選挙管理委員長は、当選者を確定し、得票数とともに理事長に報告する。

2 理事長は、選挙結果を速やかに会員に公示しなければならない。

(欠員の補充)

第15条 代議員に欠員が生じたときは、理事長は、理事会の議決を経て、次点者を代議員として補充することができる。

2 前項の規定によって代議員を補充したときは、理事長は、速やかにこれを公示する。

3 代議員は他の地区へ転出した場合でも任期満了まで代議員資格は失われない。

第4章 理事候補者の選出

(理事の選任)

第16条 定款第21条第1項に定める理事の選任決議は、本章の規定により選出された理事候補者を代議員総会において承認することにより行う。

(選出方法)

第17条 理事候補者は立候補者の中から代議員による選挙で選出する。

(理事選挙の定数)

第18条 定款第20条に基づき、理事30名を、選挙管理委員会が地区別に比例配分する。

(選挙の公示)

第 19 条 選挙管理委員会は、選挙の期日の 1 ヶ月前までに、代議員に対し選挙を実施することを公示しなければならない。

(選挙の期日)

第 20 条 選挙は、前回役員候補者選挙を実施した日から 2 年以内に終了する事業年度の内最終のもの末日の 3 ヶ月前までで、代議員選挙後に行われるものとする。

(選挙権者)

第 21 条 理事選挙における選挙権者は、代議員とする。

(被選挙権者)

第 22 条 理事選挙の被選挙権者は、代議員とする。ただし、選挙管理委員は被選挙権を持たない。

(立候補)

第 23 条 理事選挙に立候補しようとする者は、選挙管理委員会が定めた期日までに所定の届け出用紙を用い、氏名、生年月日、所属する主たる施設名、前記所属の住所、職名、経歴、所信(200 字程度)を書留郵便によって、同委員会に届け出なければならない。

(立候補者の補充)

第 24 条 選挙管理委員会は、当該選挙の立候補者が定数に満たないときは、再度立候補の受付を公示しなければならない。

(立候補者の公示)

第 25 条 選挙管理委員会は、立候補者名簿を作成し、経歴及び所信の写しとともに選挙権者に公示しなければならない。

(投票)

第 26 条 理事選挙は前条立候補者名簿から各地区別の定数連記無記名投票とする。

(当選者)

第 27 条 理事選挙は、得票数が下記算式により算出された最低得票数以上のもののうち得票数の多い者から順に、第 18 条の定数に達するまでの者を当選とする。

2 定数に達する順位の方が複数(同得票数)あるときは、選挙管理委員会が、抽選によってその順位を決定する。

(当選者の公示)

第 28 条 選挙管理委員長は、当選者を確定し、得票数とともに理事長に報告する。

2 理事長は、選任結果を速やかに選挙権者に公示しなければならない。

(推薦理事候補者の選出)

第 29 条 第 33 条の規定により選出された理事長候補者は、2 名以内の代議員を理事候補者に選出することができる。

(欠員の補充)

第 30 条 理事選挙の次点者は、理事の補欠として代議員総会において決議する。この場合、第 27 条 2 項の規定を準用する。

第5章 理事候補者会

(理事候補者会の設置)

- 第31条 役員改選期における理事会業務の引継ぎを円滑に行うため、本会に理事候補者会を置く。
- 2 理事候補者会は、第27条及び第29条において選出された理事候補者で構成する。
 - 3 理事候補者会は、役員改選年の理事選挙終了の翌日に発足し、役員選任がおこなわれる定時代議員総会の日をもって解散する。

第6章 理事長・副理事長候補者の選出

(理事長、副理事長の選定)

- 第32条 定款第21条第3項に定める理事長、副理事長の選定は、本章の規定により選出された理事長、副理事長候補者を代議員総会終了後最初に開催される理事会において承認することにより行うとともに、全理事を業務執行理事として承認を行う。

(選出方法)

- 第33条 理事長候補者は、第27条において選出された理事候補者による選挙によって選出する。
- 2 理事長候補者は、連続2期（補欠による在任期間は除く。）理事長を務めたものからは選出されない。
 - 3 副理事長候補者は、理事長候補者によって推薦及び当該者の承諾の下、選出される。

(立候補)

- 第34条 理事長候補者に立候補しようとする者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期日までに選挙管理委員会に提出しなければならない。
- 2 理事長候補者に立候補しようとする者は立候補届（氏名、所属する施設名及び指名する副理事長候補者の氏名、所属する施設名）を提出しなければならない。
 - 3 理事長候補者に立候補しようとする者は各々学会運営に関する抱負（400字程度）を提出しなければならない。

(立候補者の公示)

- 第35条 選挙管理委員会は、立候補者が提出した書類に基づき、立候補者を確定し、提出書類の写しとともに選挙権者に公示しなければならない。

(立候補者の推薦)

- 第36条 立候補者がいない場合はその旨を選挙権者に公示し、複数理事候補者による推薦及び当該者の承諾の下、立候補者を決定する。
- 2 前項の推薦を受けた候補者は、選挙管理委員会に推薦者による署名および第35条の書類を提出しなければならない。推薦立候補者提出書類は選挙権者に公示する。

(選挙の時期)

- 第37条 理事長候補者の選挙は、役員候補者選挙後の最初に開催される理事候補会において実施される。理事長候補者の決定まで、理事長が理事候補会の議長とする。

(選挙方法)

- 第38条 この選挙は、単記無記名投票とする。

(開票)

- 第39条 開票は、監事1名以上が行い、事務局が補佐する。

(当選者)

第40条 得票数の最も多い者を当選者とする。得票数の最も多かった者が複数（同得票数）のときは、立会の監事の抽選により決定する。

(当選者の公示)

第41条 立会の監事は、選挙の結果をその得票数とともに、理事候補者に報告しなければならない。

(欠員の補充)

第42条 理事長又は副理事長に欠員が生じた場合には、理事会は本章の規定にかかわらず速やかに後任者を選定しなければならない。

第7章 監事候補者の選出

(監事の選任)

第43条 定款第21条第1項に定める監事の選任決議は、本章の規定により選出された監事候補者を代議員総会において承認することにより行う。

(選出方法)

第44条 監事候補者は監事または理事候補者会の推薦により選出することができる。

2 監事候補者が理事候補者より選出されることはできない。

(規程の変更)

第45条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、本会成立の日から施行する。

別表

選挙区	都道府県
北海道地区	北海道
東北地区	青森県・岩手県・秋田県・山形県・宮城県・福島県・新潟県
関東地区	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・静岡県・山梨県
中部地区	長野県・岐阜県・富山県・石川県・福井県・愛知県・三重県
近畿地区	滋賀県・奈良県・和歌山県・京都府・大阪府・兵庫県
中国・四国地区	岡山県・広島県・山口県・鳥取県・島根県・香川県・徳島県・高知県・愛媛県
九州・沖縄地区	福岡県・大分県・佐賀県・長崎県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

一般社団法人 日本小児感染症学会 倫理委員会規程

(目的)

第1条

この規程は、一般社団法人 日本小児感染症学会（以下、「本会」という。）定款第34条の規定に基づき、この法人に設置する委員会のうち倫理委員会に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条

本会の様々な活動における倫理的諸問題に対して、その倫理性を判断し、助言を与えるため、倫理委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第3条

委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 会員の医療行為について倫理的疑義が提起された事項
- (2) その他、必要と認めた事項

(構成)

第4条

委員会の構成は、委員長1名及び10名以内の委員とする。

2 必要に応じて委員の中から副委員長をおくことができる。

3 副委員長の設置は理事会の決議に基づき決定する。

4 必要に応じて委員会に審議する事項に関して専門的知識・経験を有するもの（外部識者）の出席を求め、意見を聞くことができる。

5 委員の増員については理事会の決議に基づき決定する。

(候補者の選出)

第5条

理事長候補者は、理事長候補者選挙終了後速やかに、原則として理事候補者から委員長候補者、必要に応じて副委員長候補者を理事候補者会の承認を経て指名する。

2 理事長候補者、委員長候補者は、協議の上、原則として代議員、理事、理事候補者の中から委員候補者を選出し、理事候補者会の承認を得る。

3 委員長候補者、副委員長候補者、委員候補者は、就任時の年齢を65歳未満とする

4 委員会の委員長候補者は、就任時に原則2委員会まで兼務することができる。

(任期前の委員会への参加)

第6条

前条により選出された委員長候補者、副委員長及び委員候補者は、任期開始前に開催される委員会及び定時代議員総会直前に開催される委員会にオブザーバーとして参加する。

2 前項の委員会への招集は理事長が行う。

(選任及び委嘱)

第7条

第5条により選出された委員長候補者、副委員長及び委員候補者は定時代議員総会後初めての理事会で委員長、副委員長及び委員に選任され、理事長が委嘱する。

2 委員会顧問を置く場合には、理事長が第1項の理事会に推薦し、当該理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

3 委員に欠員が生じたときは、委員長が理事会に推薦し理事会の承認に基づき、委員の補充をすることができる。この場合も、理事長が委嘱する。

(任期)

第8条 委員（委員長、副委員長を含む。以下同じ。）の任期は、理事会による委員の選任の日から、約2年後の新委員の選任の日までとし、再任を妨げない。

2 欠員又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員会顧問の任期は、所属する委員会の任期内とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長の職務)

第9条

委員長は、委員会を招集して議長となるほか、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある時はその職務を代行する。

3 委員長及び副委員長が欠席する場合は、あらかじめ代行を指名し、その代行が議長となる。

(議決)

第10条

委員会は、全委員の3分の2以上が出席しなければ議決を行うことができない。ただし、委員は、書面あるいは議決権をもつ委員を代理人として議決権を行使することが出来る。また、書面又は電磁的記録による審議の場合は、期限内の議決権の行使を出席とみなす。

2 委員会の議決は、出席した委員の過半数の賛成で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

3 第4条第4項の外部識者及び第6条第1項のオブザーバーは委員会で意見を述べる事が出来るが、議決権をもたない。

(申請)

第11条

委員会の審議を希望する申請者は、倫理審査申請書を添付し、理事長に提出する。

2 理事長は、申請事項を委員会に諮問し、委員会は第2条に基づき審議する。

3 委員長は、審議の結果を理事長に答申する。

4 理事長は、答申を受けた内容を理事会の決議に基づき、申請者に通知する。

5 委員会は、必要に応じて申請者に対してヒアリングを行うことができる。

(報告)

第12条

委員会の委員長は審議内容及び活動状況を、理事会に報告しなければならない。

(経費)

第13条

委員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(補則)

第14条

この規程に定めるもののほか、委員会等の業務に支障を来す恐れがある場合には、直近の理事会まで理事長が暫定処置を講ずることができる。

2 この規程に定めるもののほか、各委員会の運営等について必要な事項は別に定める。

(規程の変更)

第 15 条

この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、本会成立の日から施行する。

一般社団法人 日本小児感染症学会 小児感染症専門医検討委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 日本小児感染症学会（以下、「本会」という。）定款第34条の規定に基づき、本会に設置する委員会のうち小児感染症専門医検討委員会に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本会認定指導医（専門医）及び認定医を育成する制度の確立を図り、その運営を行うため、小児感染症専門医検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第3条 委員会は、本会認定指導医（専門医）及び認定医の目的と意義を明確にし、その認定に関する条件を検討して、専門医と認定医を育成する制度の確立を図り、その運営を行う。

(構成)

第4条 委員会の構成は、委員長1名及び20名以内の委員とする。

- 2 必要に応じて委員の中から副委員長をおくことができる。
- 3 副委員長の設置は理事会の決議に基づき決定する。
- 4 必要に応じて委員会に審議する事項に関して専門的知識・経験を有するもの（外部識者）の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 5 委員の増員については理事会の決議に基づき決定する。

(候補者の選出)

第5条 理事長候補者は、理事長候補者選挙終了後速やかに、原則として理事候補者から委員長候補者、必要に応じて副委員長候補者を理事候補者会の承認を経て指名する。

- 2 理事長候補者、委員長候補者は、協議の上、原則として代議員、理事、理事候補者の中から委員候補者を選出し、理事候補者会の承認を得る。
- 3 委員長候補者、副委員長候補者、委員候補者は、就任時の年齢を65歳未満とする
- 4 委員会の委員長候補者は、就任時に原則2委員会まで兼務することができる。

(任期前の委員会への参加)

第6条 前条により選出された委員長候補者、副委員長及び委員候補者は、任期開始前に開催される委員会及び定時代議員総会直前に開催される委員会にオブザーバーとして参加する。

- 2 前項の委員会への招集は理事長が行う。

(選任及び委嘱)

第7条 第5条により選出された委員長候補者、副委員長及び委員候補者は定時代議員総会後初めての理事会で委員長、副委員長及び委員に選任され、理事長が委嘱する。

- 2 委員会顧問を置く場合には、理事長が第1項の理事会に推薦し、当該理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 3 委員に欠員が生じたときは、委員長が理事会に推薦し理事会の承認に基づき、委員の補充をすることができる。この場合も、理事長が委嘱する。

(任期)

- 第8条 委員（委員長、副委員長を含む。以下同じ。）の任期は、理事会による委員の選任の日から、約2年後の新委員の選任の日までとし、再任を妨げない。
- 2 欠員又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 委員会顧問の任期は、所属する委員会の任期内とし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長の職務）

- 第9条 委員長は、委員会を招集して議長となるほか、会務を総理する。
- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある時はその職務を代行する。
 - 3 委員長及び副委員長が欠席する場合は、あらかじめ代行を指名し、その代行が議長となる。

（議決）

- 第10条 委員会は、全委員の3分の2以上が出席しなければ議決を行うことができない。ただし、委員は、書面あるいは議決権をもつ委員を代理人として議決権を行使することが出来る。また、書面又は電磁的記録による審議の場合は、期限内の議決権の行使を出席とみなす。
- 2 委員会の議決は、出席した委員の過半数の賛成で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
 - 3 第4条第4項の外部識者及び第6条第1項のオブザーバーは委員会で意見を述べる事が出来るが、議決権をもたない。

（報告）

- 第11条 委員会の委員長は審議内容及び活動状況を、理事会に報告しなければならない。

（経費）

- 第12条 委員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

（補則）

- 第13条 この規程に定めるもののほか、委員会等の業務に支障を来す恐れがある場合には、直近の理事会まで理事長が暫定処置を講ずることができる。
- 2 この規程に定めるもののほか、各委員会の運営等について必要な事項は別に定める。

（規程の変更）

- 第14条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、本会成立の日から施行する。

一般社団法人 日本小児感染症学会 ワーキンググループ規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 日本小児感染症学会（以下、「本会」という。）定款第34条の規定に基づいて設置される委員会を補足するワーキンググループに関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本会の事業を推進するため、委員会の諮問に応じ重要事項を迅速に審議し、または代議員総会議決事項の執行にあたり委員会を補佐し、委員会が理事会を補佐できるためのグループを設置する。

(ワーキンググループ)

第3条 ワーキンググループの名称、人数、職務及びその他必要な事項についてはワーキンググループを設置する委員会の決議に基づき随時定める。

(構成)

第4条 ワーキンググループの構成は、委員長1名及び若干名の委員とする。

2 必要に応じてワーキンググループにオブザーバーをおくことができる。

(候補者の選出)

第5条 本会の定款第34条の規定に基づき、本会に設置する委員会委員長は、代議員、理事からワーキンググループ委員長（以下WG委員長）を指名する。

2 WG委員長が理事でない場合に、理事から1名委員として選出し、理事会の承認を得る。

3 WG委員長は、原則として代議員、理事の中から委員（以下WG委員）を選出し、理事会の承認を得る。

4 WG委員長、WG委員は就任時の年齢を65歳未満とする

(選任と委嘱)

第6条 前条により選出されたWG委員長及びWG委員を理事長が委嘱する。

2 WG委員に欠員が生じたときは、WG委員長が委員長に推薦し、委員会の決議に基づき、WG委員の補充をすることができる。その場合、委員長がその事案を理事会で報告し、理事長が委嘱する。

3 委員長は、WG委員長及びWG委員の選出について、選出後の定時社員総会で報告する。

(任期)

第7条 WG委員（WG委員長を含む。以下同じ。）の任期は、理事会によるWG委員の承認の日から、約2年後の新WG委員の選任の日までとし、再任を妨げない。

2 欠員又は増員により選任されたWG委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第8条 WG委員長は、ワーキンググループを招集して議長となるほか、会務を総理する。

2 WG委員長が欠席する場合は、あらかじめ代行を指名し、その代行が議長となる。

(議決)

- 第9条 ワーキンググループは、WG委員の過半数が出席しなければ議決を行うことができない。ただし、委員は、書面あるいは議決権をもつ委員を代理人として議決権を行使することができる。また、書面又は電磁的記録による審議の場合は、期限内の議決権の行使を出席とみなす。
- 2 ワーキンググループの議決は、出席WG委員の過半数の賛成で決し、可否同数の場合は、WG委員長の決するところによる。
- 3 第4条2項のオブザーバーは、ワーキンググループで意見を述べるができるが、議決権をもたない。

(報告)

第10条 WG委員長は、審議内容及び活動状況を委員会および理事会に報告しなければならない。

(経費)

第11条 WG委員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(補則)

- 第12条 この規程に定めるもののほか、ワーキンググループ等の業務に支障を来す恐れがある場合には、直近の理事会まで理事長が暫定処置を講ずることができる。
- 2 この規程に定めるもののほか、ワーキンググループの運営等について必要な事項は別に定める。

(規程の変更)

第13条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、本会成立の日から施行する。

一般社団法人 日本小児感染症学会 学術集会会長選任規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 日本小児感染症学会（以下、「本会」という。）定款第35条の規定に基づき、学術集会会長の選任に関し必要な事項を定める。

(選挙)

第2条 学術集会会長は、第3条に定める選挙により1名選任する。

(選挙の時期)

第3条 この選挙は、当該学術集会開催の3年前の理事会で立候補届に基づき、立候補者2名または3名を確定し、定時代議員総会で選挙を実施する。ただし、定時代議員総会で選挙が困難な場合は、代議員による電子的記録で投票することができる。

(選挙権者)

第4条 この選挙の選挙権者は、代議員とする。

(被選挙権者)

第5条 この選挙の被選挙権者は現理事、理事経験者、理事候補者（直前の理事候補者選挙における当選者）及び現代議員、代議員経験者、代議員予定者（直前の代議員選挙における当選者）とし、次の各号をすべて満たさなければならない。

- (1) 本会の正会員歴がこの選挙が実施される年度の8月31日で5年以上あること
- (2) 理事経験者または理事候補者または5年以上の代議員歴保有者であること
- (3) 本会の学術集会会長に就任した経歴がないこと
- (4) この選挙時の年度の3月31日に年齢65歳未満であること

(立候補)

第6条 この選挙に立候補しようとする者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期日まで書留便によって理事会に提出しなければならない。

- (1) 立候補届（氏名（自署および押印）、年齢、性別、略歴、所属する主な施設名）
- (2) 本会の2名の理事からの推薦書（推薦者2名の氏名（自署および押印）、所属する主な施設名）
- (3) 学術集会開催に対する所信（200字程度）

(候補者の推薦)

第7条 立候補届出期間内に他薦される場合には理事2名によって第5条の資格を全て満たす者の中から記録の残る形で本人の承諾を得て候補者を推薦することができる。この場合、推薦者は次の各号に掲げる書類を、所定の期日までに理事会に提出しなければならない。

- (1) 候補者届（推薦者2名の氏名（自署および押印）、所属する施設名、候補者の氏名、所属する主な施設名、前記施設の住所、生年月日）
- (2) 推薦理由（200字程度）
- (3) 学術集会開催に対する候補者の所信（200字程度）

(候補者としての適格性の審議)

第8条 第6条の立候補者もしくは第7条の候補者の適格性を所信表明、業績などを参考にあらかじめ理事会で審議する。

(理事会承認候補者の公示)

第9条 理事長は、第8条の審議に基づき、理事会承認候補者を確定し、提出書類の写しとともに選挙権者に公示しなければならない。

(選挙方法)

- 第10条 理事会承認候補者は、第3条の定時代議員総会において、選挙に先立ち学術集会開催に対する所信を述べるものとする。推薦においては推薦理由を述べるものとし、基本的に3分以内に述べることができる。
- 2 投票は、同条の代議員総会に出席している代議員、委任状提出者かつ不在者投票の資格をもつ欠席者による単記無記名投票とする。
 - 3 定時代議員総会で投票が困難な場合には、所信を代議員に電子公告し、電子的記録によって投票することができる。

(開票)

- 第11条 開票は、監事2名を立会人として代議員総会の所定の場所で事務局が行う。
- 2 開票作業中に発生した疑義は、立会人が処理する。
 - 3 電子的記録における開票は監事2名を立会人として事務局が行う。

(当選者)

- 第12条 当選者は、有効投票数の過半数を獲得した者とする。ただし、有効投票数の過半数を得票した者がいないときは、次項により決定する。
- 2 得票数の上位2名について再度投票を行い、得票数の多い者を当選者とする。なお得票数が同数の時は、代議員総会議長の抽選により決定する。
 - 3 電子的記録における当選者は、投票数の過半数を獲得した者とする。

(当選者の公示)

- 第13条 開票立会人は、選挙の結果をその得票数とともに議長に提出し、議長は代議員総会及び理事会に報告しなければならない。
- 2 学術集会会長選出結果は代議員総会議事録に記載し、速やかに会員に公示する。
 - 3 電子的記録における学術大会会長選出結果は、電子公告によって会員に公示する。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、学術集会会長の選任について必要な事項は別に定める。

(規程の変更)

第15条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附則

- 1 この規程は、本会成立の日から施行する。
- 2 第5条の理事経験及び代議員歴には、任意団体日本小児感染症学会での理事経験及び評議員歴も含まれるものとする。

一般社団法人 日本小児感染症学会 医学研究の利益相反（COI）に関する指針

（序文）

一般社団法人 日本小児感染症学会（以下、本会）が主催する学術集会や出版物などで発表される研究成果には新たな診断・治療・予防法開発などの臨床研究や臨床試験（ここでは両者を併せて臨床研究と呼ぶ）が多く含まれ、これらの研究の推進には製薬企業などとの共同研究、受託研究、奨学寄付金、寄付講座などの産学連携活動が基盤となっているものも多い。産学連携活動は教育・研究の活性化や経済活動の活性化を図る上で重要な活動であり、本会が小児感染性疾患に関する臨床研究を進め、その成果を社会に還元する上でも、重要な役割を果たしている。

一方、産学連携による臨床研究は公的な存在である学会が特定の企業の活動に関与することになり、その結果、公的な学術団体およびそこに主体的に参加する会員としての責任と、産学連携活動に伴い生じる学会や会員個人が得る利益とが相反する状態、すなわち利益相反（conflict of interest: COI）状態が不可避免的に発生しうる。臨床研究は人の生命に直結しうるものであり、臨床研究に携わる者においてこの利益相反状態が深刻な場合には、患者や被験者の人権や生命の安全が損なわれたり、研究の方法や結果の解釈がゆがめられたりするおそれもあることから、公的団体である本会およびそこに参加する個々の会員には、この利益相反状態を適切に管理することにより、学術団体としての公共性を保った上で産学連携活動を適切に推進することが求められる。また、臨床研究以外に、生命科学研究や基礎医学研究に属する研究であっても、臨床研究への発展を目指して産学連携で行われる研究は、臨床研究と同様、利益相反状態が適切に管理されるべきものであると考えられることから、本会は、予防、診断および治療方法の改善、疾病原因および病態の理解の向上ならびに患者の生活の質の向上等を目的として行われる産学連携の研究であって、生命科学研究や基礎医学研究から人間を対象とする臨床医学研究（個人を特定できる人由来の材料および個人を特定できるデータに関する研究を含む）、臨床試験までの研究を医学研究と定義し、利益相反に関する指針を策定すべき対象と規定する。

（目的）

小児感染性疾患の発症予防・診断・治療に関する研究の実施や、その成果の普及・啓発などの活動を、中立性と公明性を維持した状態で適正に推進させることは、本会に科せられた社会的責務である。同時に、人間を対象とする医学研究の実施にあたっては、被験者の人権・生命を守り、安全に実施することに格別な配慮が求められる。

本会は、医学研究における産学連携活動の推進にあたり、医学研究の高度な倫理性、中立性、公明性を維持し、学会発表等におけるその成果の透明性を高めることにより、社会に対する説明責任を果たし、学会活動の社会的信頼性を保つために、会員などの利益相反状態を適切に管理する上での基本的な考え方を示す「医学研究の利益相反に関する指針」（以下、本指針と略す）を策定する。ここで言う医学研究とは、臨床研究のみならず、臨床研究への発展を目指して産学連携で行われる生命科学研究や基礎医学研究に属する研究を含む。これらの研究はその成果が人間の生命に直結しうる研究であり、とりわけ高い倫理性が求められることから、その実施にあたっては利益相反状態のより適切な管理が必要である。本会は、本会の会員などが本会の関係する各種事業に参加し発表する場合、本指針を遵守し、自らの利益相反状態を自己申告によって適切に開示することを求める。

（対象者）

利益相反状態が生じる可能性がある以下の対象者に対し、本指針が適用される。

(1) 本会会員

(2) 本会が主催、共催する学術集会、講演会などで発表する者

- (3) 本会が主導する治験等の参加者
- (4) 本会の役員（理事長、理事、監事）、学術集会担当責任者（会長など）、各種委員会、および特定の委員会に関連した作業部会（ワーキンググループなど）の委員、および執筆協力者
- (5) 本会の事務職員（非常勤も含む）
- (6) 1～4の対象者の配偶者、一親等の親族、または収入・財産を共有する者
- (7) その他利益相反委員会が必要と定めた者

（対象となる活動）

本会が行うすべての事業活動に対して本指針を適用する。

- (1) 学術集会、講演会（年次大会含む）などの開催
- (2) 学会機関誌、学術図書などの発行
- (3) 研究および調査の実施
- (4) 研究の奨励および研究業績の表彰
- (5) 関連学術団体との連絡および協力
- (6) 国際的な研究協力の推進
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

特に、下記の活動を行う場合には、特段の指針遵守が求められる。

- (1) 本会が主催する学術集会、講演会（以下、講演会など）などでの発表
- (2) 学会誌などの刊行物での発表
- (3) 診療ガイドライン、マニュアルなどの策定
- (4) 学会が実施する調査、治験への参加
- (5) 臨時に設置される調査委員会、諮問委員会などでの作業

（申告すべき事項）

対象者は、個人における以下の1～9の事項で、細則で定める基準を超える場合には、その正確な状況を本会理事長に申告するものとする。

申告された内容の具体的な開示、公開の方法および「医学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とする団体」については別に細則で定める。

- (1) 医学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とする団体の役員、顧問職、社員などへの就任
- (2) 医学研究に関連する企業の株の保有
- (3) 医学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とする団体からの特許権などの使用料
- (4) 医学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とする団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）
- (5) 医学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とする団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料

- (6) 医学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とする団体が提供する医学研究費（治験、臨床試験費など）
- (7) 医学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とする団体が提供する研究費（受託研究、共同研究、寄付金など）
- (8) 医学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とする団体がスポンサーとなる寄付講座
- (9) その他、医学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とする団体からの上記以外の旅費（学会参加など）や贈答品などの受領
- (10) 企業・組織や団体から共同研究等の契約のない役務の提供

（利益相反状態との関係で回避すべき事項）

医学研究の遂行やその結果の公表、診療ガイドラインの策定などは純粹に科学性、倫理性、中立性、公明性を保って行われるべきである。本会の会員などは、医学研究の実施にあたって、その研究への資金提供者・企業の利害や恣意的な意図に影響されてはならず、下記に示すような研究の中立性、信頼性に対する影響を避けられないような行為等をしてはならない。

- (1) 医学研究に関する利益相反対象者の全てが回避すべき事項
 - ① 臨床試験被験者の仲介や紹介に係る報償金の取得
 - ② ある特定期間内での症例集積に係る報償金の取得
 - ③ 特定の研究結果に対する成果報酬の取得
 - ④ 研究成果の学会発表や論文発表の決定に関して、資金提供者・企業が影響力の行使を可能とする契約の締結
- (2) 医学研究の試験責任者が回避すべき事項

医学研究（臨床試験、治験を含む）の計画・実施に決定権を持つ総括責任者には、重大な利益相反状態にあると社会的に判断される下記①～⑥に該当することのない研究者が選出されるべきであり、また選出後もその状態を維持すべきである。

 - ① 当該医学研究を依頼する企業の株の保有
 - ② 当該医学研究の結果から得られる製品・技術の特許料・特許権などの取得
 - ③ 当該医学研究を依頼する企業や営利を目的とした団体の役員、理事、顧問などへの就任（無償の科学的な顧問は除く）
 - ④ 当該医学研究に関係のない学会参加に対する資金提供者・企業からの旅費・宿泊費の支払い
 - ⑤ 当該医学研究に要する費用を大幅に超える金銭の取得
 - ⑥ 当該医学研究に要する時間や労力に対する正当な報酬以外の金銭や贈り物の取得

但し、①～⑥に該当する研究者であっても、当該医学研究を計画・実行するうえで必要不可欠の人材であり、かつ当該医学研究が医学的に極めて重要な意義をもつような場合には、その判断と措置の公平性、公正性および透明性が明確に担保されるかぎりにおいて、当該医学研究の責任医師に就任することができる。

（実施方法）

(1) 会員の責務

会員は医学研究成果を学術講演などで発表する時には、当該研究実施に関わる利益相反状態を本会の細則にしたがい、所定の書式で適切に開示するものとする。

(2) 役員などの責務

本会の役員（理事長、理事、監事）、学術集会・講演会担当責任者（会長など）、各種委員会委員長、特定の委員会委員は、本会に関わるすべての事業活動に対して重要な役割と責務を担っており、当該事業に関わる利益相反状況については、就任した時点で所定の書式にしたがい自己申告を行なうものとする。また、就任後、新たに利益相反状態が発生した場合には規定にしたがい、修正申告を行うものとする。

(3) 利益相反委員会の役割

利益相反委員会は、本会が行うすべての事業において、重大な利益相反状態が会員に生じた場合、あるいは、利益相反の自己申告が不適切で疑義があると指摘された場合、当該会員の利益相反状態を管理するためにヒアリングなどの調査を行い、その結果を理事長に答申する。

(4) 理事会の役割

理事会は、会員などの研究発表等や、役員などの本会の事業遂行において、重大な利益相反状態が生じた場合、あるいは利益相反の自己申告が不適切であると認めた場合は、利益相反委員会に諮問し、その答申に基づいて、改善措置などの指示や妥当な措置を講ずる。

(5) 学術集会・講演会担当責任者の役割

学術集会・講演会の担当責任者（会長など）は、学術集会・講演会で医学研究の成果が発表される場合には、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する演題については発表を差し止めるなどの措置を講ずることができる。この場合には、速やかに発表予定者に理由を付してその旨を通知する。なお、これらの措置の際に上記担当責任者は利益相反委員会に諮問し、その答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

(6) 編集委員会の役割

機関誌編集委員会は、学会機関誌などの刊行物で研究成果の原著論文、総説、診療ガイドライン、編集記事、意見などが発表される場合、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する場合には掲載を差し止めるなどの措置を講ずることができる。この場合、速やかに当該論文投稿者に理由を付してその旨を通知する。本指針に違反していたことが当該論文掲載後に判明した場合は、当該刊行物などに編集委員長名でその旨を公知することができる。なお、これらの措置の際に編集委員長は利益相反委員会に諮問し、その答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

(7) その他

その他の委員長・委員は、それぞれが関与する学会事業に関して、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する事態が生じた場合には、速やかに事態の改善策を検討する。なお、これらの対処については利益相反委員会に諮問し、答申に基づいて理事会は改善措置などを指示することができる。

（指針違反者に対する措置と説明責任）

(1) 指針違反者に対する措置

本会理事会は、別に定める規則により、本指針に違反する行為に関して審議する権限を有しており、利益相反委員会に諮問し、答申を得たうえで、理事会で審議した結果、重大な指針違反があると判断した場合には、その違反の程度に応じて一定期間、次の措置の全てまたは一部を講ずることができる。

① 本会が開催するすべての学術集会・講演会での発表禁止

- ② 本会の刊行物への論文掲載禁止
- ③ 本会の学術集会・講演会の会長就任禁止
- ④ 本会の理事会、委員会、作業部会などへの参加禁止
- ⑤ 本会の代議員の解任、あるいは代議員になることの禁止
- ⑥ 本会会員の資格停止、除名、あるいは入会の禁止
- ⑦ その他は理事会の審議に準ずる

指針違反者に対する措置が確定した場合、当該会員が所属する他の関連学会の長へ情報提供を行うことができる。

(不服の申立)

被措置者は、本会に対し不服申立をすることができる。本会の理事長は、これを受理した場合、速やかに不服申立て審査委員会を設置して審査を委ね、その答申を理事会で協議したうえで、その結果を不服申立者に通知する。

(説明責任)

本会は、自らが関与する場所で発表された医学研究の成果について、重大な本指針の違反があると判断した場合は、直ちに理事会の協議を経て社会に対する説明責任を果たさねばならない。

(細則の制定)

本会は、本指針を運用するために必要な細則を制定することができる。

(指針の改正)

本指針は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正、整備ならびに医療および研究をめぐる諸条件に適合させるためには、定期的に見直しを行い、改正することができる。本指針や細則の改正にあたっては、適宜、本会と関係の深い日本小児科学会と協議することができる。

附則

本指針は2020年4月23日より施行する。

一般社団法人 日本小児感染症学会
医学研究の利益相反（COI）に関する指針 施行細則

日本小児感染症学会（以下、本会と略す）は会員などが医学研究を適切に実施するために「医学研究の利益相反に関する指針」（以下、指針と略す）を策定した。この指針に基づいて本会会員などの利益相反状態を公正にマネージメントするために、「医学研究の利益相反に関する指針の細則」（以下、細則と略す）を次のとおり定める。

（本会講演会などにおける利益相反事項の申告）

- 第1条 会員、非会員の別を問わず、本会が主催する学術集会、講演会、市民公開講座などで医学研究に関する発表・講演を行う場合、筆頭発表者は、配偶者、一親等の親族、生計を共にする者も含めて、今回の演題発表に関して、医学研究に関連する企業や営利を目的とした団体との抄録登録時から過去3年分における利益相反状態の有無を、抄録登録時に様式1により自己申告しなければならない。筆頭発表者は該当する利益相反状態について、発表スライドの最初（または演題・発表者などを紹介するスライドの次）に様式1-Aにより、あるいはポスターの最後に所定の様式1-Bにより開示するものとする。
- 2 医学研究に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体とは、医学研究に関し次のような関係をもった企業・組織や団体とする。
- (1) 医学研究を依頼し、または、共同で行った関係（有償無償を問わない）
 - (2) 医学研究において評価される療法・薬剤、機器などに関連して特許権などの権利を共有している関係
 - (3) 医学研究において使用される薬剤・機材などを無償もしくは特に有利な価格で提供している関係
 - (4) 医学研究について研究助成・寄付などを行っている関係
 - (5) 医学研究において未承認の医薬品や医療器機などを提供している関係
 - (6) 寄付講座などのスポンサーとなっている関係
- 3 発表演題に関連する「医学研究」とは、医療における疾病の予防法、診断法および治療法の改善、疾病原因および病態の理解ならびに患者の生活の質の向上を目的として実施される基礎的ならびに臨床的研究であって、人間を対象とするものをいう。人間を対象とする医学研究には、個人を特定できる人間由来の試料および個人を特定できるデータの研究を含むものとする。個人を特定できる試料またはデータに当たるかどうかは厚生労働省の「臨床研究に関する倫理指針」に定めるところによるものとする。

（本会機関誌などにおける届出事項の公表）

- 第2条 日本小児感染症学会雑誌『小児感染免疫』で発表（総説、原著論文など）を行う著者全員は、会員、非会員を問わず、発表内容が本細則第一条第2項に規定された企業・組織や団体との経済的な関係がある場合には、投稿時から過去3年間における利益相反状態を投稿規定に定める「利益相反自己申告報告書」または「Disclosed Potential Conflict of Interest」（様式2-A 「利益相反自己申告書」あるいは様式2-B Conflict of Interest Disclosure Statement）を用いて事前に学会事務局へ届け出なければならない。corresponding author は当該論文にかかる著者全員からのCOI 状態に関する申告書を取りまとめて提出し、記載内容について道義的責任を負うことが求められる。この「利益相反自己申告書」または「Disclosed Potential Conflict of Interest」の記載内容は『小児感染免疫』の規定に従って、論文末尾、AcknowledgmentsまたはReferencesの前に掲載される。規定された利益相反状態がない場合は、「著者はこの論文に関連した利益相反状態にはない」または「No potential conflicts of interest were disclosed.」などの文

言が同部分に記載される。投稿時に明らかにする利益相反状態は、「医学研究の利益相反に関する指針」に記載の申告すべき事項で定められたものを自己申告する。各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額は第4条にしたがう。『小児感染免疫』以外の本会刊行物での発表もこれに準じる。なお、届けられた「利益相反自己申告書」または「Disclosed Potential Conflict of Interest」は論文査読者には開示しない。

(役員、委員長、委員などの利益相反申告書の提出)

第3条 本会の役員（理事長、理事、監事）、学術集会担当責任者（会長など）、各種委員会、および特定の委員会に関連した作業部会（ワーキンググループなど）の委員、および執筆協力者、本会の事務職員（非常勤も含む）は「医学研究の利益相反に関する指針」に記載の申告すべき事項について、就任時の前年から過去3年間における利益相反状態の有無を所定の様式にしたがい、新就任時と、就任後は1年ごとに、利益相反自己申告書を理事会へ提出しなければならない。既に利益相反自己申告書を届けている場合には提出の必要はない。但し、利益相反の自己申告は、本会が行う事業に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

2 各々の開示・公開すべき事項について、自己申告が必要な金額は、第4条で規定された基準額とし、様式3にしたがい、項目ごとに金額区分を明記する。様式3は就任時の前年から過去3年間を記入し、その算出期間を明示する。但し、役員などは、在任中に新たな利益相反状態が発生した場合には、8週以内に様式3を以て報告する義務を負うものとする。

(利益相反自己申告の基準について)

第4条 利益相反自己申告が必要な金額は、以下のごとく、各々の開示すべき事項について基準を定めるものとする。

- (1) 医学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下、企業・組織や団体という）の役員、顧問職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする。
- (2) 株式の保有については、1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする。
- (3) 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100万円以上とする。
- (4) 企業・組織や団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上とする。
- (5) 企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、一つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計50万円以上とする。
- (6) 企業・組織や団体が提供する研究費については、一つの企業・団体から医学研究（受託研究費、共同研究費など）に対して支払われた総額が年間100万円以上とする。
- (7) 企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄付金については、一つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間100万円以上の場合とする。
- (8) 寄付講座については、企業・組織や団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している場合とする。

(9) その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円以上とする。

但し、(6)、(7)については、筆頭発表者個人か、筆頭発表者が所属する部局（講座、分野）あるいは研究室などへ、研究成果の発表に関連し、開示すべき利益相反関係にある企業や団体などからの研究経費、奨学寄付金などの提供があった場合に申告する必要がある。

上記の申告すべき項目のなかで、企業・法人組織・団体からの奨学寄附金の受け入れ先は、機関の長（学長か病院長）と講座・分野の長と大きく2つに分かれている。前者の場合、研究者個人との関わりはないと判断されがちだが、企業・法人組織・団体から機関の長を経由した形で奨学寄附金が発表者個人か、発表者が所属する部局（講座、分野）あるいは研究室へ配分されている場合にはその額を申告する必要がある。

次に、疑義が出やすい申告項目としては、企業からの寄附金などを非営利法人（例、NPO）や公益法人（例、財団）を介しての資金援助（受託研究費、研究助成費）が該当するが、同様に自己申告する必要がある。資金援助金が高額であればあるほど研究成果の客観性や公平性が損なわれている印象を第三者に与えやすいことから、社会からの疑念や疑義が生じないようにするためにも関連企業からの研究支援が間接的にあると想定される場合には自らCOI自己申告をしておくことが望ましい。

（利益相反自己申告書の取り扱い）

第5条 学会発表のための抄録登録時あるいは本会機関誌への論文投稿時に提出される利益相反自己申告書は提出の日から2年間、理事長の監督下に法人の事務所で厳重に保管されなければならない。同様に、役員任期を終了した者、委員委嘱の撤回が確定した者に関する利益相反情報の書類なども、最終の任期満了、あるいは委員の委嘱撤回の日から2年間、理事長の監督下に法人の事務所で厳重に保管されなければならない。2年間の期間を経過した者については、理事長の監督下において速やかに削除・廃棄される。但し、削除・廃棄することが適当でないとして理事会が認めた場合には、必要な期間を定めて当該申告者の利益相反情報の削除・廃棄を保留できるものとする。学術集会などの会長（次期予定者を含む）に関する利益相反情報に関しても役員の場合と同様の扱いとする。

2 本会の理事・関係役職者は、本細則にしたがい、提出された自己申告書をもとに、当該個人の利益相反状態の有無・程度を判断し、本会としてその判断にしたがったマネジメントならびに措置を講ずる場合、当該個人の利益相反情報を随時利用できるものとする。しかし、利用目的に必要な限度を超えてはならず、また、上記の利用目的に照らし開示が必要とされる者以外の者に対して開示してはならない。

3 利益相反情報は、第3条第2項の場合を除き、原則として非公開とする。利益相反情報は、学会の活動、委員会の活動（附属の常設小委員会などの活動を含む）、臨時の委員会などの活動などに関して、本会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があるときは、理事会の協議を経て、必要な範囲で本会の内外に開示もしくは公表することができる。但し、当該問題を取り扱う特定の理事に委嘱して、利益相反委員会などの助言のもとにその決定をさせることを妨げない。この場合、開示もしくは公開される利益相反情報の当事者は、

理事会もしくは決定を委嘱された理事に対して意見を述べることができる。但し、開示もしくは公表について緊急性があつて意見を聞く余裕がないときは、その限りではない。

- 4 非会員から特定の会員を指名しての開示請求（法的請求も含めて）があつた場合、妥当と思われる理由があれば、理事長からの諮問を受けて利益相反委員会が個人情報の保護の観点も含めて適切に対応する。しかし、利益相反委員会で対応できないと判断された場合には、理事長が指名する本会会員若干名（必要に応じて外部委員を含む）により構成される利益相反調査委員会を設置して諮問する。

利益相反調査委員会は開示請求書を受領してから30日以内に委員会を開催して可及的すみやかにその答申を行う。

（利益相反委員会）

- 第6条 利益相反委員会委員は知り得た会員の利益相反情報についての守秘義務を負う。利益相反委員会は、理事会などと連携して、利益相反ポリシーならびに本細則に定めるところにより、会員の利益相反状態が深刻な事態へと発展することを未然に防止するためのマネジメントと違反に対する対応を行う。委員にかかる利益相反事項の報告ならびに利益相反情報の取扱いについては、第3条の規定を準用する。

（違反者に対する措置）

- 第7条 本会の機関誌『小児感染免疫』などで発表を行う著者、ならびに本会講演会などの発表予定者によって提出された利益相反自己申告事項について、疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合、本会として社会的説明責任を果たすために利益相反委員会が十分な調査、ヒアリングなどを行ったうえで適切な措置を講ずる。深刻な利益相反状態があり、説明責任が果たせない場合には、理事長は、利益相反委員会の調査結果をもとに理事会で審議のうえ、当該発表予定者の学会発表や論文発表の差止めなどの措置を講じることができる。既に発表された後に疑義などの問題が発生した場合には、理事長は事実関係を調査し、違反があれば掲載論文の撤回などの措置を講じ、違反の内容が本会の社会的信頼性を著しく損なう場合には、本会の定款にしたがい、会員資格などに対する措置を講ずる。
- 2 本会の役員、各種委員会委員長、利益相反自己申告が課せられている委員およびそれらの候補者について、就任前あるいは就任後に申告された利益相反事項に問題があると指摘された場合には、利益相反委員会委員長は文書をもって理事長に報告し、理事長は速やかに理事会を開催し、理事会として当該指摘を承認するか否かを議決しなければならない。当該指摘が承認された時、役員および役員候補者にあつては退任し、また、その他の委員に対しては当該委員および委員候補者と協議のうえ委嘱を撤回することができる。

（不服申し立て請求）

- 第8条 第7条1項により、本会事業での発表（学会機関誌、学術講演会など）に対して違反措置の決定通知を受けた者ならびに、第7条2項により役員の退任あるいは委員委嘱の撤回を受けた候補者は、当該結果に不服があるときは、理事会議決の結果の通知を受けた日から7日以内に、理事長宛ての不服申し立て審査請求書を学会事務局に提出することにより、審査請求をすることができる。審査請求書には、委員長が文書で示した撤回の理由に対する具体的な反論・反対意見を簡潔に記載するものとする。

その場合、委員長に開示した情報に加えて異議理由の根拠となる関連情報を文書で示すことができる。

（不服申し立て審査手続）

- 第9条 不服申し立ての審査請求を受けた場合、理事長は速やかに利益相反不服申し立て審査委員会（以下、審査委員会という）を設置しなければならない。審査委員会は理事長が指名する本会会員若干名（必要に応じて外部委員を含む）により構成され、委員長は委員の互選により選出する。利益相反委員会委員は審査委員会委員を兼ねることはできない。審査委員会は審査請求書を受領してから30日以内に委員会を開催してその審査を行う。
- 2 審査委員会は、当該不服申し立てにかかる利益相反委員会ならびに不服申し立て者から必要がある時は意見を聴取することができる。
 - 3 審査委員会は、特別の事情がない限り、審査に関する第1回の委員会開催日から1か月以内に不服申し立てに対する答申書をまとめ、理事長に提出する。
 - 4 審査委員会の決定を持って最終とする。

（細則の変更）

第10条 社会的要因や産学連携に関する法令の改変や、個々の事例によっては、本細則の一部に変更が必要となることが予想される。利益相反委員会は必要に応じて本細則の見直しのための審議を行い、理事会の決議を経て、細則を変更することができる。

附則

本細則は、2020年4月23日から2年間を試行期間とし、その後に完全実施とする。

（本細則の改正）

第11条 本細則は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正、整備ならびに医療および臨床研究をめぐる諸条件の変化に適合させるために、原則として、数年ごとに見直しを行うこととする。

（役員などへの適用に関する特則）

第12条 本細則施行のときに既に本会役員などに就任している者については、本細則を準用して速やかに所要の報告などを行わせるものとする。